

道路法令関係Q&A

国土開発幹線自動車道 建設会議について

道路局路政課

新年を迎え、自宅でのんびり過ごすタケ蔵と哲子

哲子 二〇〇三年は、色々な側面から道路行政が注目された年だったわね。

タケ蔵 そうだね。いかに国民の道路に対する関心が高いか、いかに道路が我々の生活に密着しているか、ということ再認識させられたね。

哲子 ところで、その大変な一年を締めくくるところのように、年末に何か重要な会議が開かれたみたいだったけど？

タケ蔵 国土開発幹線自動車道建設会議、通称「こっかん国幹会議」のことだね。

哲子 国幹会議？

タケ蔵 国幹会議とは、国土開発幹線自動車道建設法に基づいて国土交通省に設置される八条機関のことなんだ。

哲子 八条機関？

タケ蔵 八条機関というのは、簡単に言うと国の

行政機関に置く諮問機関のこと。行政の重要事項に関する調査審議等を行うもので、国家行政組織法第八条にその根拠が示されていることから、通称八条機関と呼んでいるんだ。

哲子 ああ、いわゆる審議会ね。学者さんたちが集まって、特定のテーマについて議論するんだでしょう。

タケ蔵 国幹会議の構成員は学者だけじゃないよ。法律上、学識経験者一〇人以上、衆議院議員六人、参議院議員四人と決められている。また、ただ議論をするだけではなくて、審議事項について議決を行うことになっている。なぜなら、この議決を経なければ、高速自動車国道等に関するいくつかの極めて重要なことが行えないからね。

哲子 どういうこと？

タケ蔵 例えば、高速自動車国道法では、高速自動車国道の整備計画を定める場合には、必ず国幹会議の議決を経なければならないこととされている。

哲子 なるほどね。それで、今回は何を会議に諮ったの？

ている。国幹会議がノーと言えば、国土交通大臣は整備計画を定めたり、変更したりすることができないんだよ。

哲子 あらら、それは大変ね。

タケ蔵 他にも、高速自動車国道の路線を指定したり、国土開発幹線自動車道の基本計画を定めたりするときに、国幹会議の議決を経なければならないこととされているんだ。

哲子 ふーん。でも、どうしてそんな面倒なことをする必要があるの？

タケ蔵 高速自動車国道ともなると、国の利害に特に重大な関係を有するものだからね。行政が恣意的な計画を策定しないよう、客観的な立場や国を代表する立場からのチェック機能を働かせているということなんだろうね。そのため国幹会議は、関係都道府県知事の意見聴取を行ったり、関係行政機関の長からの資料の提出等を要請したりすることができることとされているんだ。

哲子 なるほどね。それで、今回は何を会議に諮ったの？

タケ蔵 国と地方による高速自動車国道の整備方式、いわゆる新直轄方式については以前説明したと思うけど、高速自動車国道の整備方式を、従来の公団方式から一部新直轄方式に切り替えることに伴って、高速自動車国道の基本計画や

整備計画を変更する必要がある。それに
関することなど、全部で三事項を会議に諮問し
た。

哲子 審議結果はどうだったの？

タケ蔵 会議の議事は、出席委員の過半数をもつ
て決定することとされている。ちなみに可否同
数のときは委員の互選による会長が決定するこ
ととされている。今回は、賛成多数で可決され
ました。

哲子 じゃあ、無事に整備計画等を変更できらつ
てことね。

タケ蔵 そうだね。今後は、変更した整備計画等
に基づいて実際に事業を始められるよう、準備
作業を進めていくことになるだろうね。

哲子 ところで、国幹会議は毎年開かれている
の？ 今まであまり聞いたことなかったけど。

タケ蔵 審議事項が無ければ開催する必要はない
から、毎年定期的で開催されているというわけ
ではないよ。実は、国幹会議としては今回が初
めての開催だったんだ。

哲子 初めて？

タケ蔵 前身として国土開発幹線自動車道審議会
というものがあつたんだけど、平成一年の省
庁再編時に名称をはじめ大幅にその姿が変わっ
たんだ。

哲子 じゃあ、その変更後初めて開催されたのが、

今回の会議ということね。

タケ蔵 そういうこと。

ところで、我が家も今年第一回目の家族会議
を開きませんか？ 審議事項は・・・おこづ

かいアップ！

哲子 私は反対。可否同数だから、会長の私が決
めるのね。否決します！

タケ蔵 とほほ・・・。

(参考条文)

○国家行政組織法(昭和三年法律第二〇号)(抄)

(審議会等)

第八条 第三条の国の行政機関には、法律の定める所掌
事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、
重要事項に関する調査審議、不服審査その他学識経験
を有する者等の合議により処理することが適当な事務
をつかさどらせるための合議制の機関を置くことがで
きる。

(組織)

第十三条 会議は、委員二十人以内をもつて組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

- 一 衆議院議員のうちから衆議院の指名した者 六人
- 二 参議院議員のうちから参議院の指名した者 四人
- 三 学識経験がある者のうちから国土交通大臣が任命
する者 十人以内

3 会議に、会長を置き、委員の互選により選任する。

4・5 略

(関係都道府県知事の意見の聴取)

第十四条 会議は、その所掌事務を処理するため必要が
あるときは、関係都道府県知事の出席を求め、その意
見を聴くことができる。

(資料の提出)

第十五条 国の関係行政機関の長は、会議の求めに応じ
て、資料の提出、意見の陳述又は説明をしなければな
らない。